

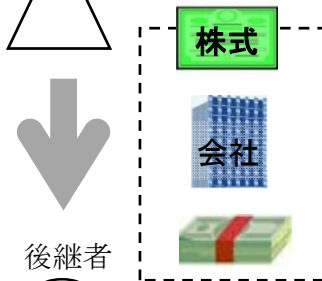
事業承継税制の特例について【平成30年度税制改正】

平成30年1月1日から令和9年12月31日までの贈与・相続に対する特例として、代替わりを促進。

中小企業(非上場)
の経営者



生前贈与・相続



後継者



事業を続け
ている限り
納税猶予

入口の要件の抜本緩和

総株式の最大3分の2が対象
猶予割合80%
承継後5年間平均8割の
雇用維持が必要

全株式が対象

猶予割合100%

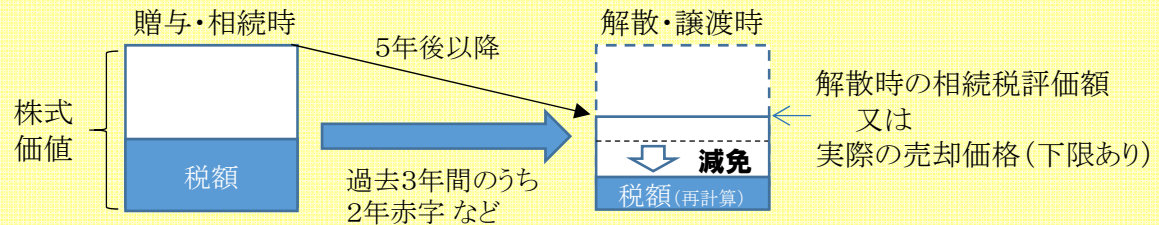
雇用要件は弾力化

5年後に平均8割を満たせず、かつ、
経営悪化している場合などについて
認定支援機関の指導助言

承継後の負担の抜本軽減

経営環境変化に対応した減免制度

会社を譲渡(M&A)・解散した場合には、税額を再計算 ⇒ 税負担に対する将来懸念を軽減



承継パターンの拡大

複数人→1人
1人→最大3人(代表者)
も事業承継税制の対象とする

5年以内の承継計画の届出 → 10年以内の贈与・相続が対象

- ・後継者指名や経営見通し等
- ・金融機関その他の認定支援機関の指導助言

その後の猶予期間も含めて
特例が適用される

- ※ 併せて、一般社団法人等を利用した課税逃れを防止するため、同族が支配する法人の財産についても相続税の対象とする。
- ※ 上記の税制措置に加え、後継者マッチングの支援等の予算措置、個人保証のあり方の見直しも含めた総合対策が必要。